

(事業者向け)

請求ご担当者 様

特例介護給付費の請求について（案内）

特例介護給付費の請求について、下記のとおりご案内いたします。

障がい福祉サービスの受給者証の内容を確認のうえ、書類の作成、請求をお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、「4 送付・問い合わせ先」までご連絡ください。

記

1 提出書類

- (1) 特例介護給付費請求書
- (2) 特例介護給付費明細書
- (3) サービス提供実績記録票の写し（原本は事業所で保管）
- (4) 特例介護給付費代理受領委任状
- (5) 請求書
- (6) 口座振込依頼書兼債権者登録申請書
(初回請求時及び口座等に変更があった場合に提出が必要となります。)

※各様式は下記の福岡市ホームページから入手できます。

健康・医療・福祉 → 福祉・障がい者 → 福祉事業者に関すること →

障がい福祉サービス等（居宅介護、相談支援事業、生活介護、共同生活援助など） →

5 自己点検表、事業所運営にかかる届出・報告等の各種様式 → 4 特例介護給付費

2 特例介護給付費請求書及び特例介護給付費明細書の作成手順

- (1) 事業所で国保連へ電子請求する際使用している請求ソフト（国保連の簡易入力ソフト等）に受給者の支給決定、契約内容等の基本情報を仮に入力します。
- (2) 該当年月のサービス提供実績を入力し請求算定し実績記録票、明細を作成します。
- (3) 請求ソフト独自の様式（確認リスト等）にて印刷します。
- (4) 福岡市ホームページに掲載の請求書、明細書及び該当サービスの実績記録票の様式に転記します（手書き可）。
- (5) コピー等行い完成させます。

※契約内容報告書の提出は不要です。初回加算は要件を満たせば請求できます。

3 作成上の注意

特例介護給付費請求書については月ごとに作成ください。

4 送付・問い合わせ先

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の請求)

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1

福岡市役所 障がい者部 障がい在宅福祉課

電話（直通）092-711-4985

（事業者向け）

（短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援の請求）

〒810－8620

福岡市中央区天神 1－8－1

福岡市役所 障がい者部 障がい施設福祉課

電話（直通）092－711－4249